

高等学校制度の概要

※「法」とは学校教育法を、「規則」とは学校教育法施行規則を指す。

1. 目的・目標 (法第50条、第51条等)

目的：高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

- 目標：① 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- ② 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- ③ 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

※ 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

2. 高等学校入学資格 (法第57条、規則第95条)

高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくは特別支援学校の中等部を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者、又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者(※)とされている。(※外国において、学校教育における9年の課程を修了した者、在外教育施設を修了した者等)

3. 入学者選抜 (法第59条、規則第90条)

中学校から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績等を資料として行う入学者選抜に基づいて、校長が許可する。

※学力検査は、特別の事情のあるときは行わないことができ、調査書は、特別の事情のあるときは、入学者選抜のための資料としないことができる。

4. 課程 (法第53条及び第54条)

高等学校には全日制、定時制、通信制の課程を置くことができる。

- ・全日制：通常の時間帯において授業を行う課程
- ・定時制：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程
- ・通信制：通信による教育を行う課程

5. 学科 (法第52条、高等学校設置基準第5条及び第6条)

一定の教育目標を達成するために、各教科・科目を一つのまとまった教育内容を持つよう系統化を図ったもの。教育課程を編成する上で、また生徒が履修する上でのまとまりとなるもの。高等学校の学科は大きく次の3つに区分される。

- ・普通科：普通教育を主とする学科
- ・専門学科：専門教育を主とする学科

※農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科、情報科、福祉科、理数科、体育科、音楽科、美術科、外国語科、国際関係科、その他専門教育を施す学科

- ・総合学科：普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

6. 修業年限 (法第56条)

- ・全日制の課程：3年
- ・定時制の課程及び通信制の課程：3年以上

7. 卒業に必要な単位数・教育課程 (施行規則第84条及び第96条、高等学校学習指導要領)

- ①全学科共通：74単位以上で各学校が定める
(必履修教科・科目は最低31単位以上)
- ②専門学科のみ：専門教科・科目から25単位以上

8. 教科書 (法第62条で準用する法第34条)

文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

※ 文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書がない場合（一部の専門教科や学校設定科目等）には、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。（施行規則89条）

9. 高等学校に置く職 (法第60条等)

- ・校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。
- ・このほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

10. 教員

(1) 教員資格 (教育職員免許法第2条第1項及び第3条)

高等学校の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師については、教育職員免許法の定めるところにより授与される相当の免許状を有するものでなければならない。

(2) 教員数 (高等学校設置基準第8条)

- ・副校長又は教頭は、全日制又は定時制の課程ごとに1人以上とする。
- ・主幹教諭、指導教諭、教諭の数は高等学校の収容定員を40で除した数以上とする。

11. 学校評価等 (法第62条で準用する法第42条及び第43条等)

(1) 学校評価

高等学校は、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

- ①自己評価：高等学校は、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。
- ②学校関係者評価：高等学校は、自己評価結果を踏まえた当該高等学校の生徒の保護者その他の高等学校の関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- ③設置者への報告：高等学校は、自己評価の結果及び学校関係者評価を行った際はその結果を、当該高等学校の設置者に報告するものとする。

(2) 関係者への情報提供

高等学校は、当該高等学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

1. 定時制・通信制課程について

1. 目的

- ・高等学校における定時制課程・通信制課程は、教育の機会均等の理念に基づき、勤労青少年に高等学校教育を受ける機会を広く与えるために、昭和23年に発足した。
- ・広域の通信制課程は、3以上の都道府県の生徒を対象としている通信制課程であり、昭和36年に制度化された。

2. 教育課程の特色

勤労青少年に高等学校教育を受ける機会を広く与えるため、技能連携による単位認定、定時制課程及び通信制課程の併修(定通併修)による単位認定が可能。

- ・技能連携・・・定時制・通信制課程の生徒が、都道府県教育委員会が指定する技能教育施設において教育を受けている場合、卒業に必要な単位数の2分の1以内で、施設における学習を高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる制度。
- ・定通併修・・・定時制課程の生徒が、通信制課程において一部の科目の単位を修得したとき等は、その単位数を卒業に必要な単位数に加えることができる制度。

3. 通信制課程における教育方法

通信制高校における教育は、添削指導、面接指導(スクーリング)、試験により行うほか、これに加えて、インターネット等のメディアを活用した指導等の方法で行うことができる。(高等学校通信教育規程第2条)

- ・添削指導・・・生徒が提出するレポートを教師が添削し、生徒に返送して指導する。
- ・面接指導(スクーリング)・・・生徒が登校し、教師に直接接しながら指導を受ける。なお、テレビ放送・インターネット等を利用して学習した場合、面接指導時間の一部免除が認められている(高等学校学習指導要領第8款)。

1

4. 制度改正の概要

(1) 単位制高等学校の創設

生涯学習の観点から、学習歴や生活環境などが多様な生徒に対し、広く高等学校教育の機会の確保を図るとともに、高等学校教育の多様化・弾力化に資するため、学年による教育課程の区分を設けない高等学校(単位制高等学校)の制度が、昭和63年4月から、定時制・通信制課程において設けられた。
なお、平成5年度から、多様な生徒の個に応じた教育課程の履修を促進し、生徒の選択の幅を拡大するため、全日制課程においても設置が可能となっている。

(2) 修業年限の弾力化

定時制・通信制課程に学ぶ生徒の就労形態が多様化したため、従来「4年以上」であった高等学校の定時制・通信制課程の修業年限を、平成元年4月から「3年以上」に弾力化し、全日制課程と同様に3年で卒業ができるようになった。

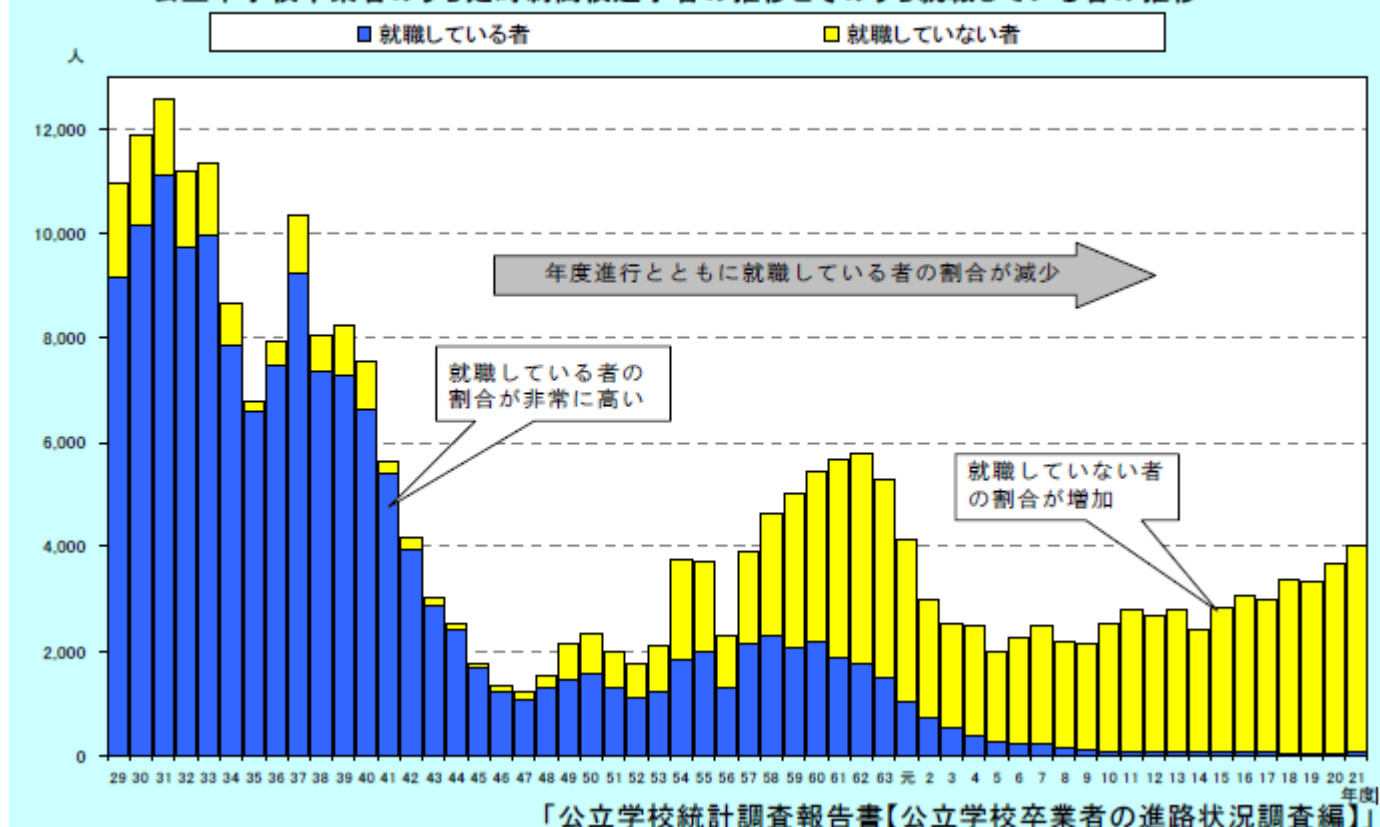
5. 現状

(1) 入学希望者の変化による役割の変化

フリーター・ニートや不登校の増加など、社会状況が変化中、定時制・通信制高等学校に入学を希望する者は、従来からの勤労青少年だけではなく、不登校経験者、中退者、過去に高等学校教育を受けることができなかつた者など、様々な入学動機や学習歴を持つ者が多くなり、制度発足当初とは状況が大きく異なってきている。(以下のデータを参照。)

2

公立中学校卒業者のうち定時制高校進学者の推移とそのうち就職している者の推移



(出典)「都立高校と生徒の未来を考えるために～都立高校白書～(平成23年度版)」

(2) 学校数・生徒数の推移

<定時制課程>

学校数は、年々減少している。

生徒数は、ここ10年間、約10万～11万人でほぼ横ばいである。

<通信制課程>

学校数は、年々増加している。

生徒数は、ここ10年間、約16～19万人で増加傾向である。

(3) 「多部制の定時制課程」の設置

定時制課程において、1日の内に、特定の時間帯で授業を行う課程を複数組み合わせることで、いわゆる「多部制の定時制課程」が設置されている。

午前から夜間にいたるまで常時科目を開設することにより、生徒の生活パターン等に合わせた科目の履修が可能になる。

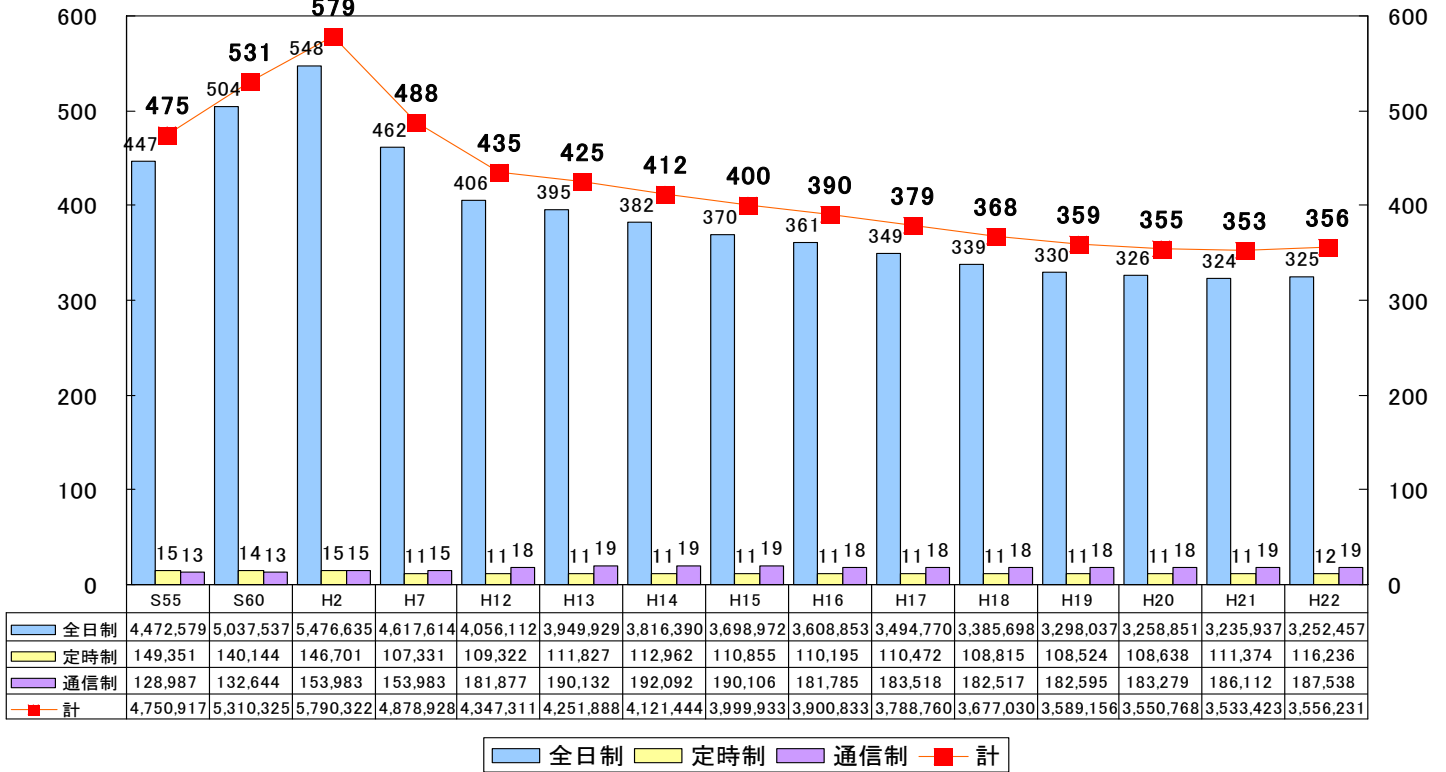
また、例えば、I部に在籍している生徒が、II部あるいはIII部で開設されている科目も履修できるようにすることにより、定時制課程においても3年間で卒業することが容易になる。

【概念図：多部制(3部制)の例】

午前	午後	夜間
4時間の定時制課程(I部)	4時間の定時制課程(II部)	4時間の定時制課程(III部)

課程別生徒数の推移

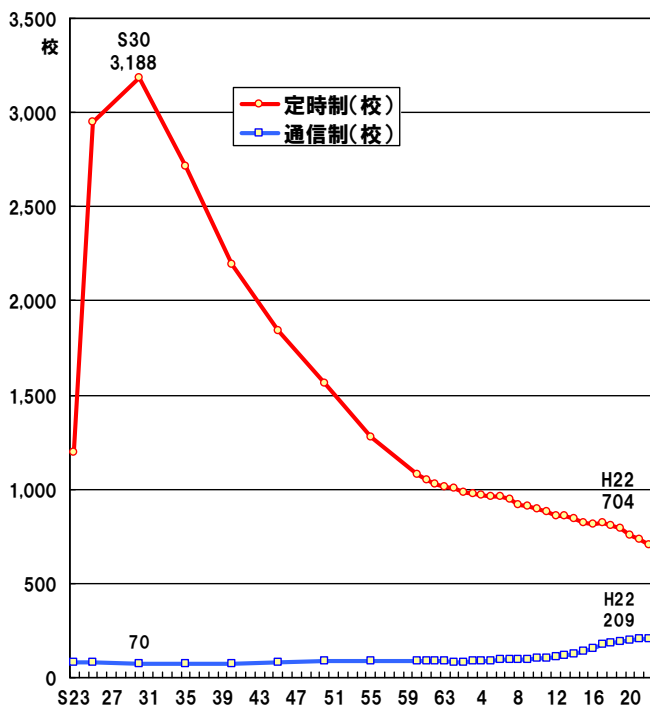
生徒数(万人)



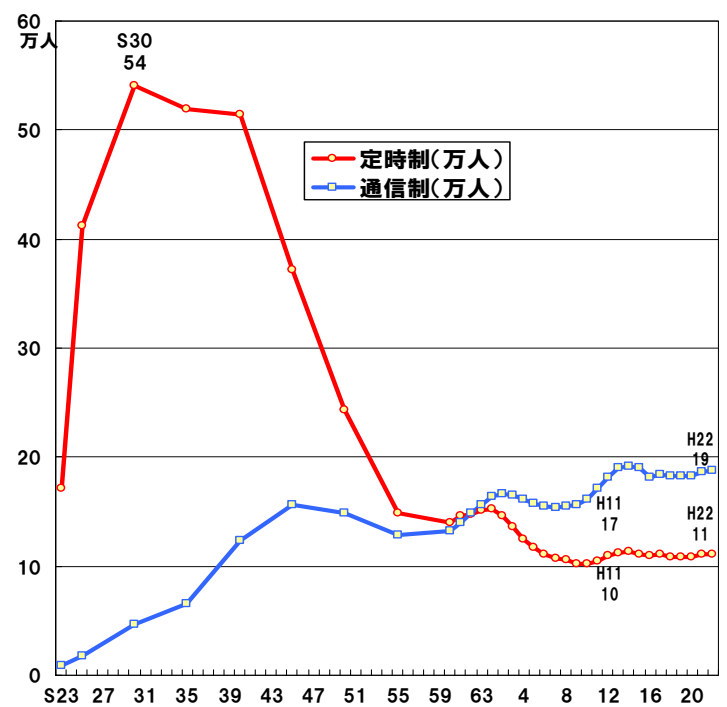
文部科学省「学校基本調査」

定時制・通信制課程の学校数・生徒数の推移

学校数



生徒数

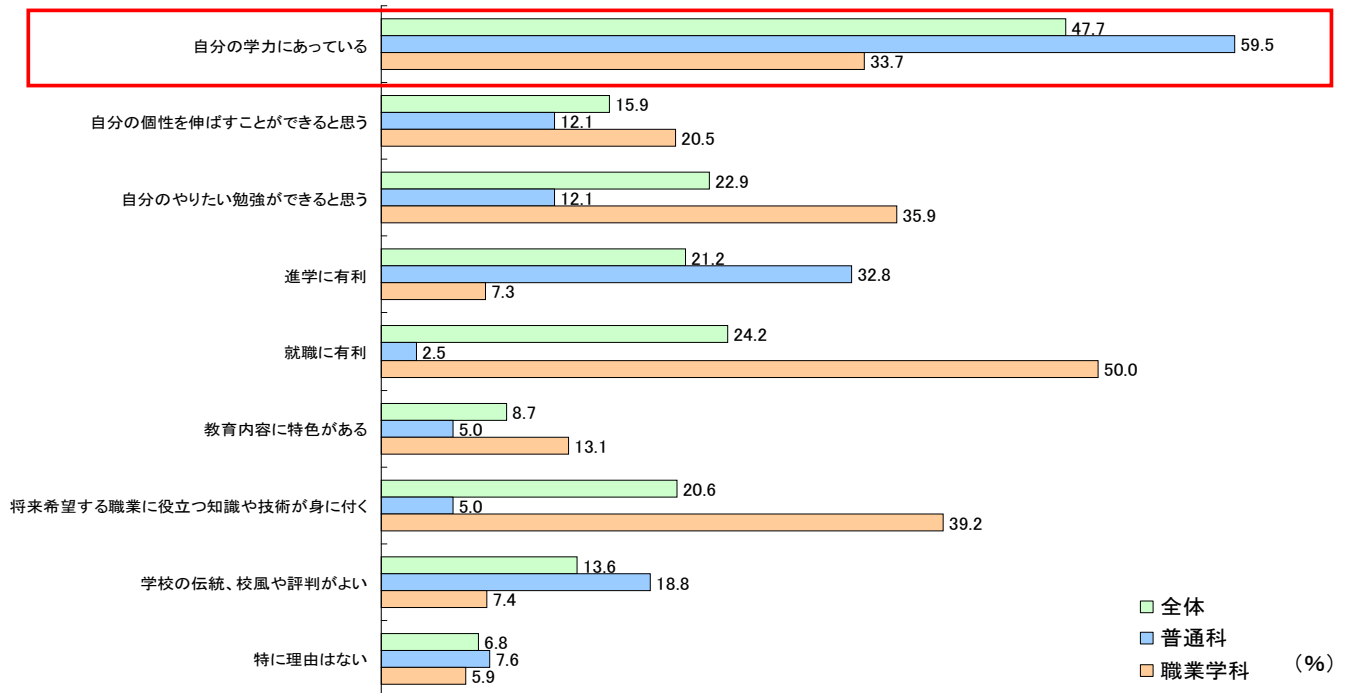


文部科学省「学校基本調査」

2. 学科について

1. 高等学校に入学した動機(学科別)

普通科の生徒の約6割は「自分の学力にあっている」と回答し、自分の個性・やりたい勉強とはあまり結び付いていない。これは、職業学科と比べて顕著



資料：(財)日本進路指導協会「中学校・高等学校における進路指導に関する総合的実態調査」(文部科学省委託)

7

2. 総合学科について

(1) 総合学科とは

総合学科は、高等学校教育の一層の個性化・多様化を推進するため、学校が幅広く総合的に選択科目群を開設し、生徒の個性をいかした主体的な選択による学習が可能となるような新たな学科として、平成6年度に導入されたものである。将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視することや、生徒の個性をいかした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習を可能にすることを特色としている。

(2) 総合学科の成果

- 総合学科を導入したことによる成果としては、「生徒が将来の職業選択を視野に入れ、自己の将来の生き方・働き方や進路について自覚を深めることができる」「個性をいかした主体的な学習を通じ、生徒が学ぶことの楽しさや成就感を体験することができる」「生徒の多様な興味・関心、進路希望等に柔軟に対応した教育活動を実施することができる」ことを挙げる学校・教育委員会が多く、ほとんどの学校において、導入当時に期待されていた教育の特色を理解した活動を実施していることがうかがえる。
- また、「キャリア教育を組織的・計画的に推進することができる」ことを挙げる学校・教育委員会も多く、キャリア教育を推進するに際して、総合学科の特色を適切に活用できている学校が多いことがうかがえる。
- さらに、総合学科に在籍する生徒に、総合学科で学ぶことへの満足度を尋ねたところ、「満足」「ほぼ満足」と回答した者が約80%を占めており、生徒の満足度は比較的高い。

(3) 総合学科の課題

- 総合学科の課題としては、生徒が目的意識や将来の進路への自覚を持っていないため、主体的な科目選択を行わせることが難しい(安易な科目選択を行う傾向にある)ことを挙げる学校・教育委員会が多い。一方、総合学科に在籍する生徒は、総合学科の特色として「自分の進路について学び、じっくり考えることができる」と考えている者が多い(約76%)にもかかわらず、総合学科に満足している点として「進路等に目的を持つことができる」ことを挙げる者は少ない(約29%)。

8

- また、「中学生及びその保護者の総合学科に対する理解や認知度が低い」「中学校の教職員の総合学科に対する理解が不十分である」ことを挙げる学校・教育委員会も多い。一方、「高等学校の教職員の総合学科に対する理解が不十分である」ことを挙げる学校・教育委員会も多い。
- さらに、「様々な教科・科目を開設しているため、他の学科と比べて教職員の負担が大きい」「教員数が十分でないため、多様な教科・科目を開設することが難しい」ことを挙げる学校・教育委員会が多く、「生徒の多様な興味・関心、進路希望等に柔軟に対応した教育活動を実施することができている」という成果を上げるためには、教職員組織の効率的な運営や必要な体制整備が求められていることがうかがえる。

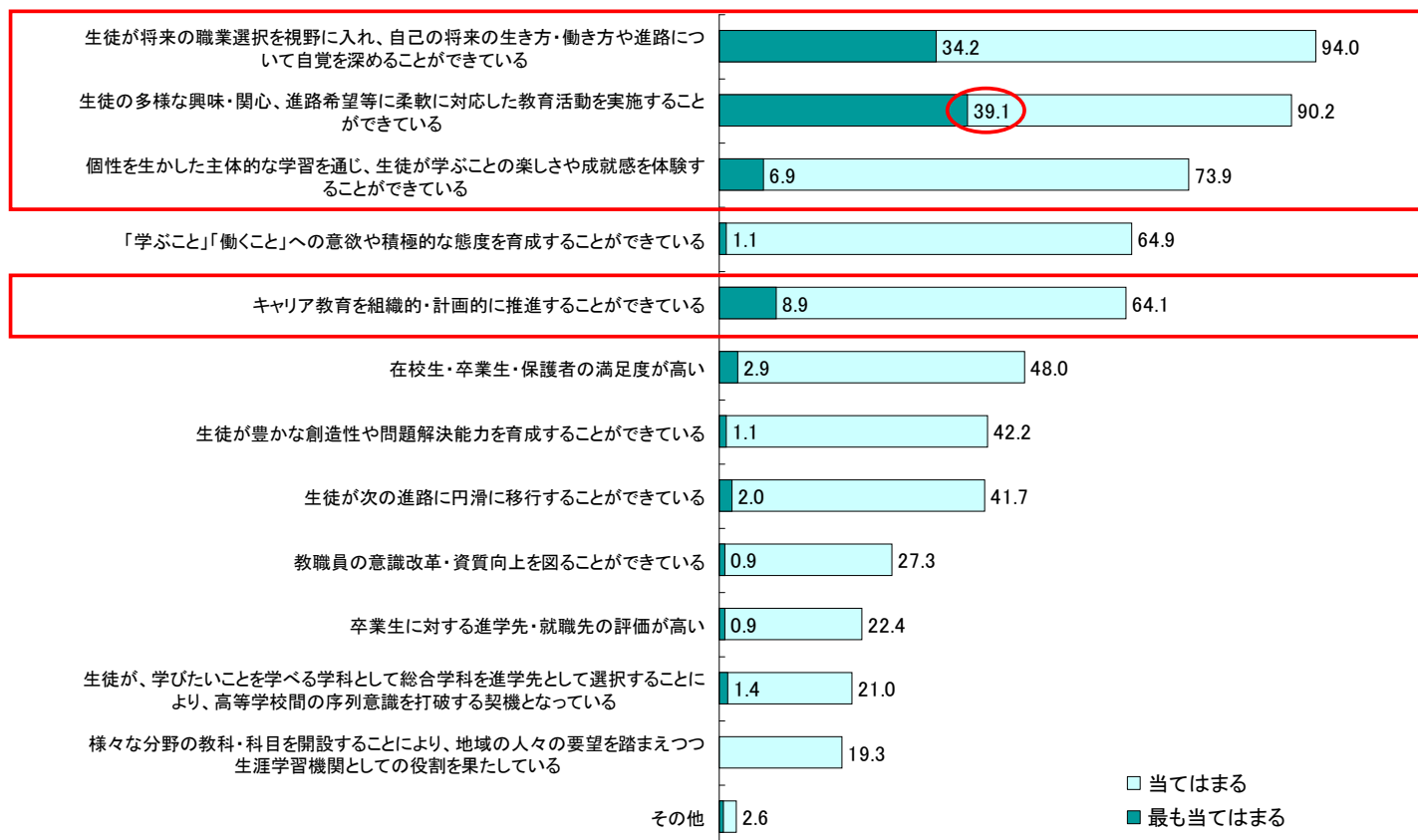
(4) 総合学科の今後の在り方

- このように、各学校においては、総合学科の特色をいかした教育活動に取り組んでいる一方、総合学科の本来の目的である、生徒に目的意識や将来の進路への自覚を持たせるための学習を進めることが難しい状況にある・・・(略)このため、各学校・教育委員会においては、高等学校の教職員の総合学科に対する理解を促進するとともに、生徒に目的意識や将来の進路への自覚を持たせるための教育活動の充実や、そのための教育環境の充実に努めることが必要である。
- また、総合学科における教育活動や生徒の学習成果等について、地域の中学校等に対して積極的な情報発信を行うことにより、中学生やその保護者、教職員といった中学校関係者等の理解の促進に努めるとともに、中学校の進路指導においては、総合学科に対する知識や理解を深めた上で行うことが必要である。
- さらに、総合学科の本来の目的である、生徒が主体的に選択して学習するという教育を実施し、将来の進路への自覚を促すためには、普通教科・専門教科ともに幅広く開設し、多様な分野の学習機会を保障するための条件整備が不可欠である。(略)特に、「産業社会と人間」をはじめとするキャリア教育を担当する力量のある教員や多様な専門性を持った教員の配置、学校外の人材や学習機会の積極的な活用、多様な専門教科を開設するために十分な学校規模の確保、施設・設備等の充実等について、高等学校の再編を進める中で十分に考慮していくことが必要である。

(出展)「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」中央教育審議会答申 9

総合学科を導入したことによる成果(学校回答)

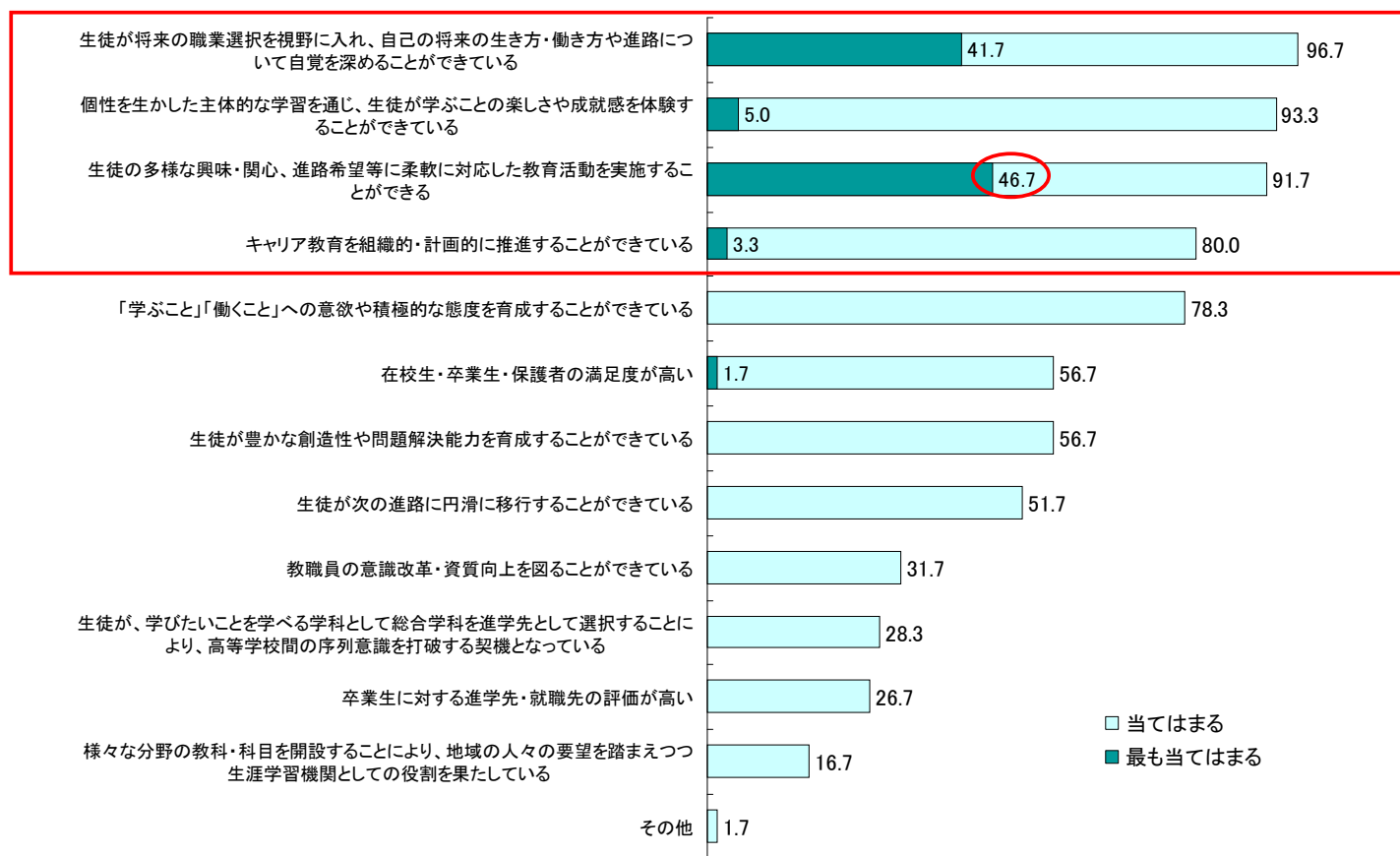
(%)



資料：文部科学省「総合学科、学校設定科目『産業社会と人間』に関する調査」

総合学科を導入したことによる成果(教育委員会回答)

(%)

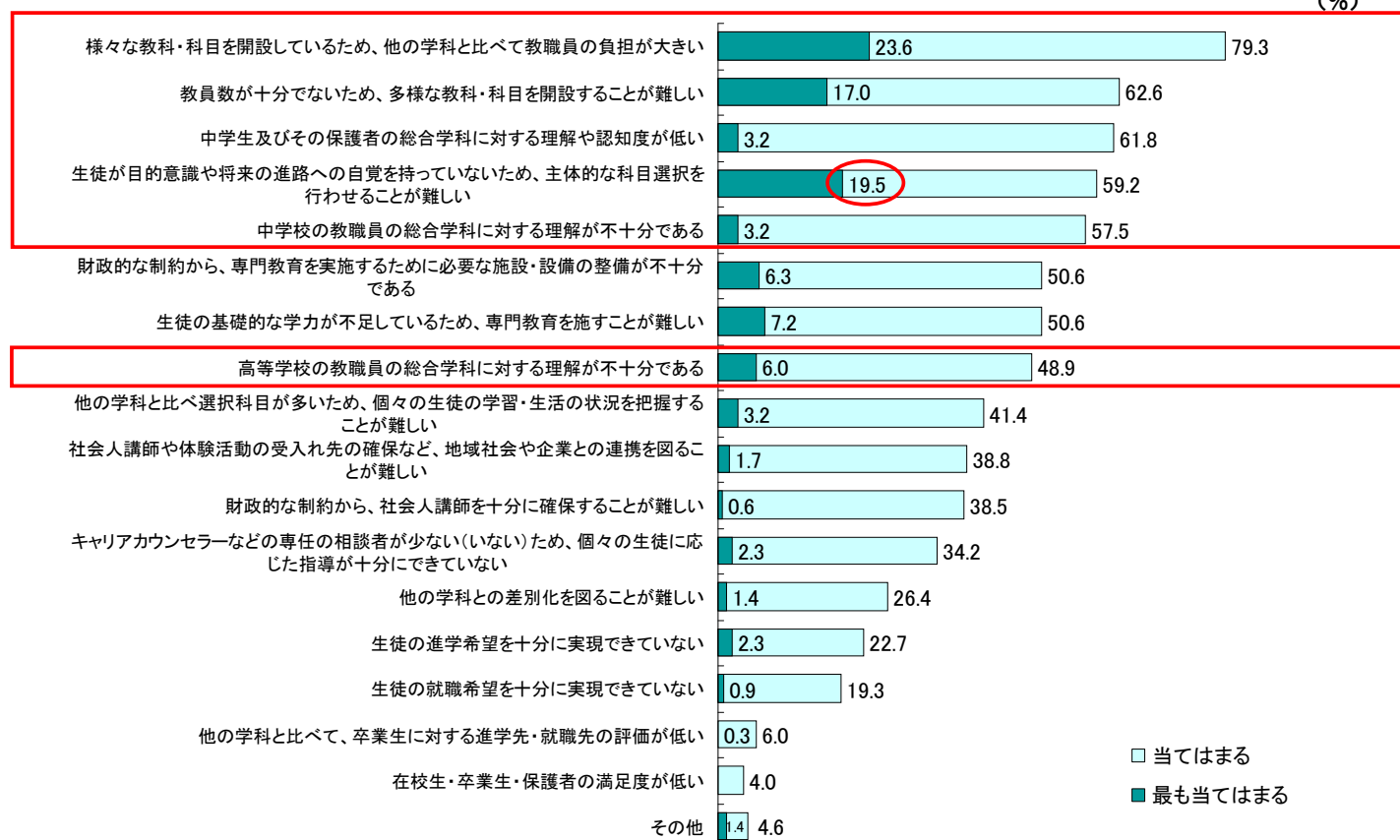


資料：文部科学省「総合学科、学校設定科目『産業社会と人間』に関する調査」

11

総合学科の課題(学校回答)

(%)

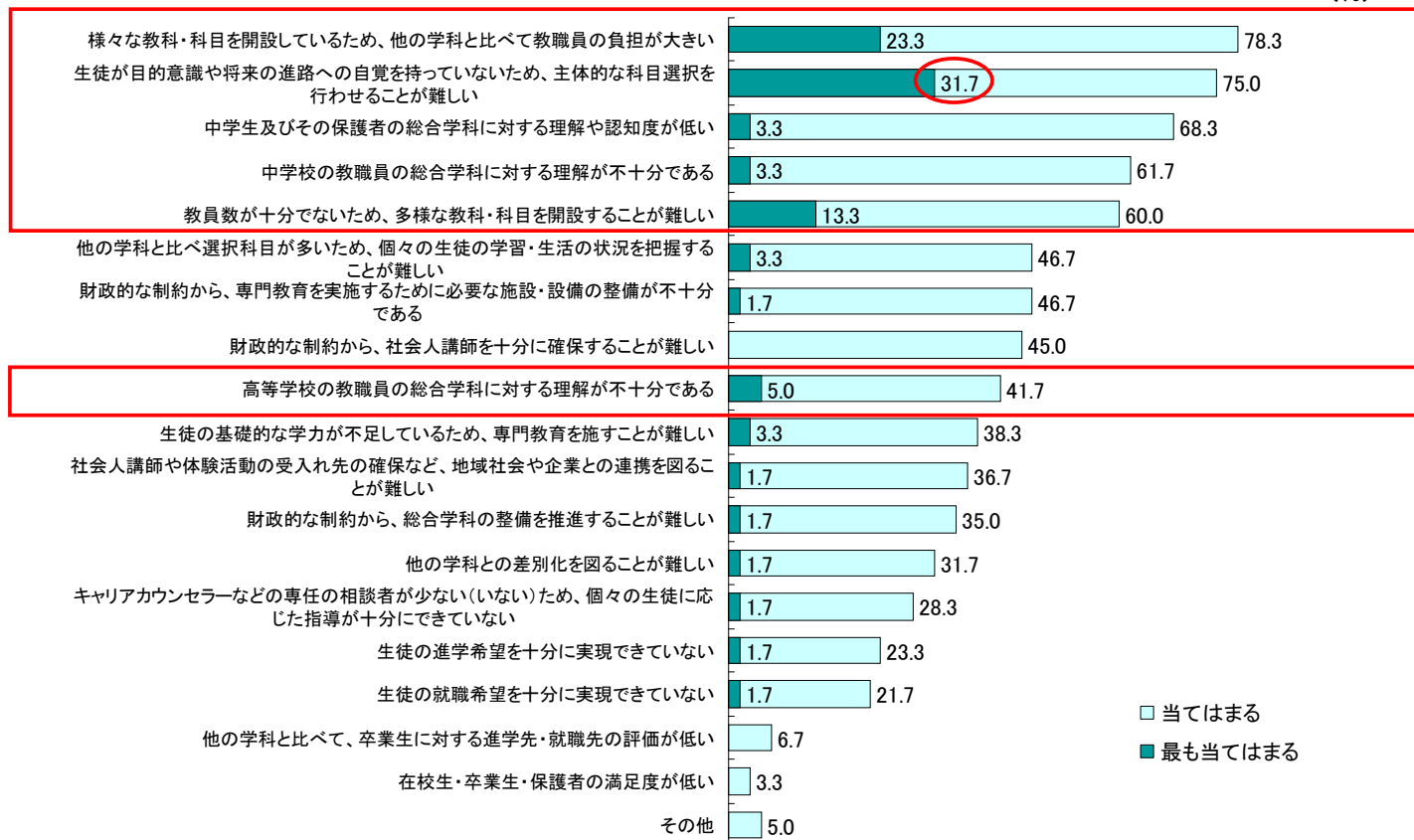


資料：文部科学省「総合学科、学校設定科目『産業社会と人間』に関する調査」

12

総合学科の課題(教育委員会回答)

(%)

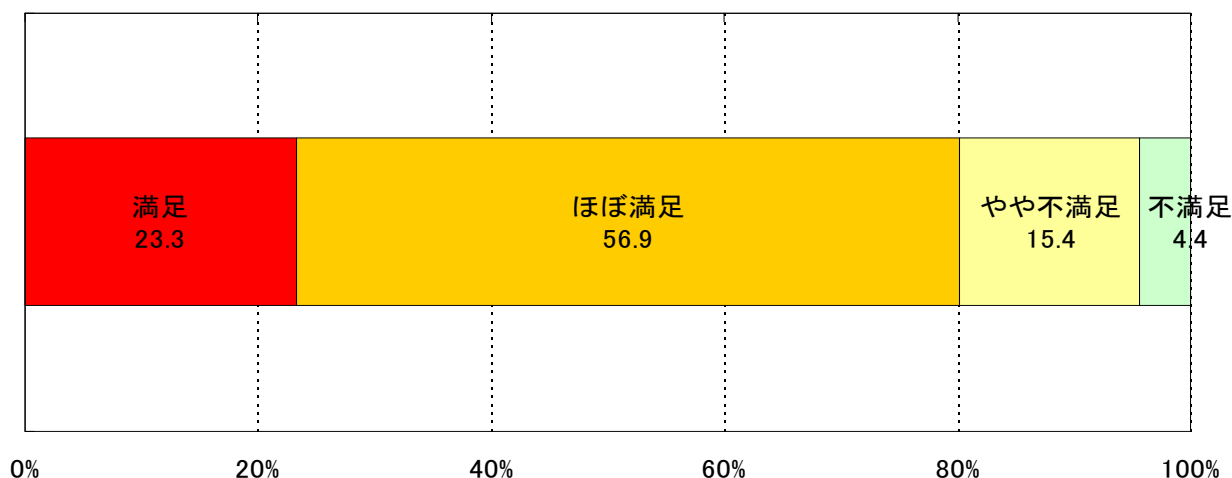


資料：文部科学省「総合学科、学校設定科目『産業社会と人間』に関する調査」

13

総合学科で学ぶことへの満足度

総合学科に在籍する生徒は、総合学科で学ぶことについての満足度が高い

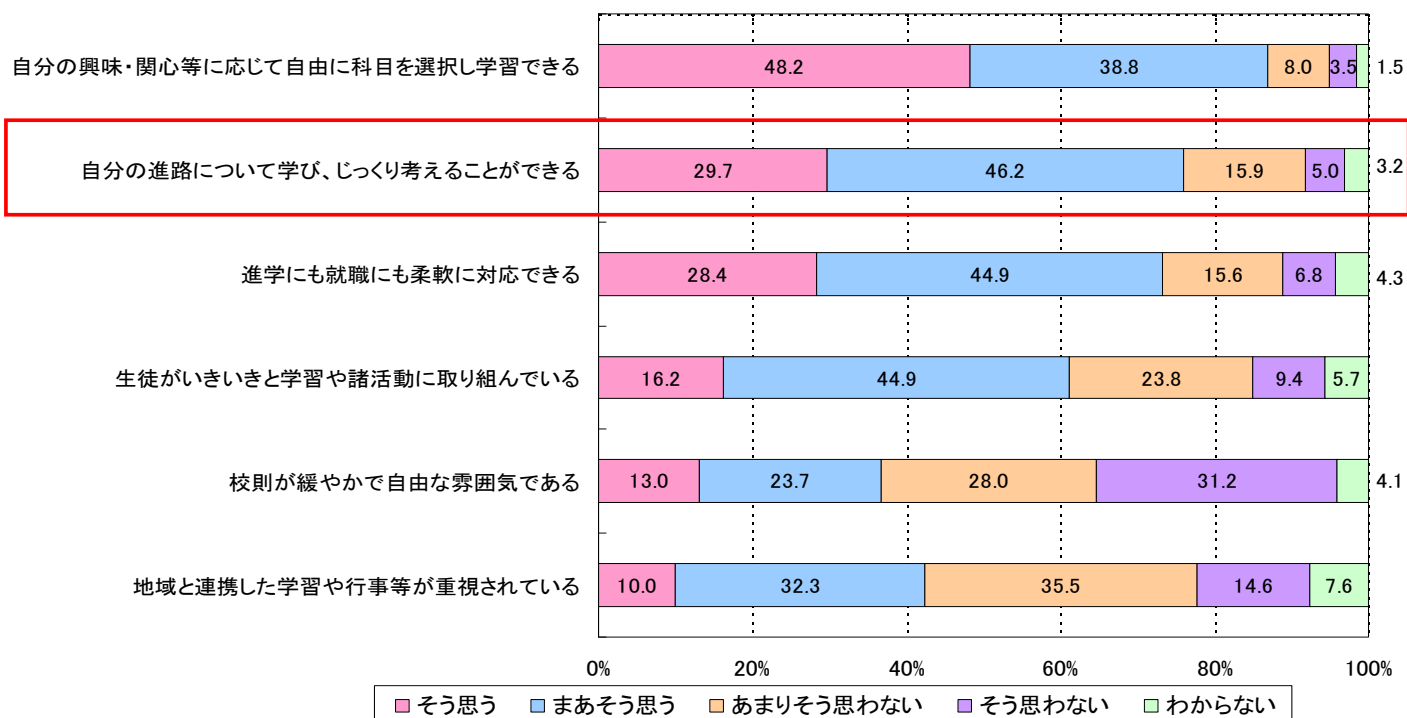


資料：国立教育政策研究所 初等中等教育研究部「総合学科に関する調査」(平成20年3月)

14

総合学科の特色についての生徒の認識

総合学科の生徒は、自分の進路について学び、じっくり考えることができることを総合学科の特色ととらえている割合が比較的高い

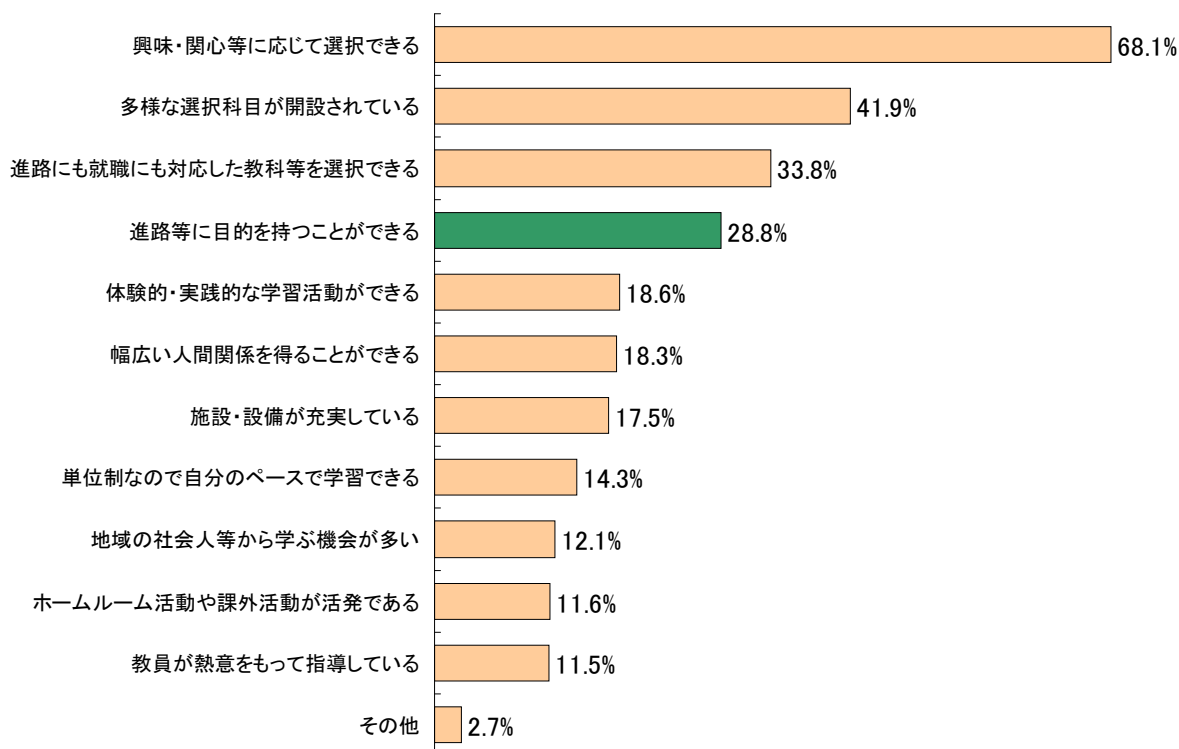


資料：国立教育政策研究所 初等中等教育研究部「総合学科に関する調査」(平成20年3月)

15

総合学科に満足している点

総合学科で進路等に目的を持つことができることに満足している生徒は約3割



資料：国立教育政策研究所 初等中等教育研究部「総合学科に関する調査」(平成20年3月)

16